

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

東京都大田区

## 2 構造改革特別区域の名称

おおた高度IT技術者育成特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

東京都大田区の全域

## 4 構造改革特別区域の特性

### (1) 大田区の地勢・人口

大田区は、東京都のほぼ南東部に位置し、南から西には多摩川をはさんで神奈川県川崎市、北から西にかけては品川区・目黒区・世田谷区の各区に接し、東は東京湾に面している。面積は59.46km<sup>2</sup>(23区内第1位、平成4年12月東京都告示による) 総人口670,650人(平成18年1月1日現在23区内第3位)である。

地形は、北西部の台地と南東部の平地に分かれており、台地部は比較的緑の多い住宅地であり、平地部は住宅や店舗、工場が多く集まって商業・工業地域を形成している。臨海部は埋立地からなっており、東京国際空港(羽田空港)をはじめトラックターミナルやコンテナ埠頭、東京都中央卸売市場大田市場など物流のほか、工場団地、東京港野鳥公園など都市機能が整備されている。

### (2) 大田区の産業

#### ア 工業(数字は平成17年東京都工業統計調査による)

産業の中で最も顕著なのは工業(製造業)の集積であり、中でも金属加工業の高度集積は日本産業の屋台骨を担ってきた。しかし、経済のグローバル化と産業の構造転換が進展する中において、大田区では製造業の減少が著しく、かつて9千を超えた工場数は、バブル崩壊などを経て5千に減少してきている。

- ・工場数：4,778(23区内第1位)
- ・従業者数：37,641人(23区内第1位)
- ・製造品出荷額：76,108,655万円(23区内第2位)

#### イ 商業(数字は平成14年東京都商業統計調査による)

卸売業・小売業などの商店数の減少が著しく、中でも小規模店の廃業が目立っている。専門スーパーやコンビニエンスストアが成長する一方で、空き店舗の発生に見られるように、既存店舗と商店街が衰退の傾向にある。

- ・事業所数：7,821(23区内第6位)
- ・従業者数：69,803人(23区内第7位)
- ・年間販売額：548,071,700万円(23区内第8位)

## 5 構造改革特別区域の意義

情報化社会が急速に進展し、情報技術は日本の産業界、国民生活にとって多大な変革をもたらすものとなった。都内の情報サービス産業の成長は著しく、事業所数は、昭和44年の316事業所から平成16年には18,557事業所となり58倍も増加、従業員数に至っては49,291人から641,171

人と1.3倍近くも増加している（事業所・企業統計報告 - 民営 - 東京都総務局）。区内における情報通信業の事業所数は211（23区内第15位）、従業者数7,878人（平成16年東京都事業所・企業統計調査報告）となっており、都心三区・副都心地域と比較しても集積していると言えるものではない。しかし、今後も今まで以上に情報関連サービス企業の増加やIT人材の必要性が高まることが予想される中、区内企業においてもその人材不足が懸念されている。

このような状況下、利用者側において、情報技術に関する知識・技能をもち情報化を推進するための国家試験である「初級システムアドミニストレータ」や情報技術全般に関する知識・技能をもつための国家試験である「基本情報技術者」の特例措置を活用することで、多数のIT人材の育成・輩出を目指す。

そのためにも、講座を開設することで、今後は、情報処理技術の向上や資格取得を目指す学生・求職者などが区外から多数流入することも予想され、区内の高等学校・専門学校においては学生などの若年層の優秀なIT人材を育成・輩出することができ、技術専門校や、パソコン教室及び区内企業においては社会人などのキャリアアップ・スキルアップを図ることができる。また、学生や求職者が資格を取得することにより就職支援の一助となり雇用拡大へとつなげることができる。区内中小企業においても、優秀なIT人材を確保するための環境整備を図ることができる。

ひいては、区内の既存企業に対して生産性の向上や競争力強化など他産業への波及効果の高い情報関連サービス業の起業、創業または立地誘導を促すことにより、新しいネットワークを形成し、異業種間の取引促進を図るなど、産業振興及び活性化へとつなげることが期待できる。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

### (1) 合格率の向上による優秀なIT人材の輩出

特例措置を活用することで、午前試験が免除となり午後の実務的試験に集中できる環境が整うため、受験者の負担が軽減され合格率の向上が見込まれる。

平成18年度合格率（全国平均）

	高等学校		専修・各種学校		全体平均	
	合格率	目標値	合格率	目標値	合格率	目標値
初級シスアド	14.9%	23%	23.6%	36%	28.3%	43%
基本情報技術	13.2%	20%	20.5%	31%	19.4%	30%

高等学校・専門学校においてはその受験対象者、技術専門校・パソコン教室・区内企業においては全体平均の合格率の1.5倍以上を目標値とする。

このことにより、若年層を含む優秀なIT人材を輩出することができ、学生や求職者に対する就職支援の一助となる。

### (2) 区内企業のIT人材の獲得の環境整備

情報化社会の進展に伴い、企業内のIT化の必要性が高まっているが、区内中小企業においてはインターネットなど発展しつつあるITを十分に活用できず、その対応も遅れているのが現状である。特例措置を活用することで、優秀なIT人材を多数輩出することができ、区内中小企業がIT人材を獲得ししやすい環境整備を図ることができる。

### (3) 区内産業の振興及び活性化

特例措置を活用することで、今後は、情報処理技術の向上や資格取得を目指す学生・社会人などが区外から多数流入することが見込まれ、交流人口の拡大、地域経済及び産業の活性化が期待

される。また、優秀な学生及び社会人等のIT人材を多数育成・輩出することで、区内の情報関連企業への就職が見込まれ、さらなる技能・技術の向上も期待できる。その中から経営能力を持ち合わせた人材が本区の支援策等を活用することで、新たな情報関連分野への起業、創業が誘発される。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

### (1) 人材育成・雇用拡大

情報化が進展するなか、企業においては情報技術の活用が必要不可欠となっており、学生・求職者が資格を取得することは就職支援へとつながる。また、情報処理技術の基本的資格である初級システムアドミニストレータや基本情報技術者の資格取得を足がかりとして、さらなる上位資格の取得やITのスキルアップを目指すことができ、IT人材の育成を図ることができる。

### (2) 中小企業の情報化促進

近年の情報化の急速な進展により、社会構造や産業構造にも大きな影響を及ぼしている。この状況下、中小企業においても、電子商取引など今までにはない取引の形態も生じており、早急な情報化促進の必要性が求められている。情報化促進においては、ハード面はもとより、エンドユーザー・コンピューティングを推進する者が必要である。資格を取得した学生、求職者などが、区内中小企業に就職することにより、企業内やグループ内で情報システムを活用した業務・経営改善に資することができる。

## 8 特定事業の名称

1131(1143、1145)

修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

1132(1144、1146)

修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

### (1) 本区が実施する事業

平成13年4月、大田区長期基本計画「おおたプラン2015」を策定した。重点計画の一つである「ユメをカタチにする「大田区産業」のまちづくり - 技術集積都市 - 」の計画の中において、高度情報化社会への対応を掲げている。高度情報化に向けた新市場の創造や、新規分野への参入といった点では、区内の中小企業はいまだ十分とはいえない。また、インターネットなど発展しつつある情報通信技術を十分に活用できないのが現状である。

#### 【区内産業のIT活用支援事業】

インターネットの閲覧、電子メールの送受信及びホームページ作成等を目的とした講師派遣講習(17コース)を実施。

### (2) 財団法人大田区産業振興協会(本区が100%出資し設立)が実施する事業

#### 【中小企業情報化支援】

急速な情報化が進展するなかで、区内企業の競争力を高め、活力ある発展を促進するため、ITの活用支援事業を実施している。

#### 情報化促進コーディネーター派遣

情報化に取り組む企業に対して、専門家のコーディネーターを派遣。

#### 技術の高度化支援

技術の高度化支援に向けた2次元CAD、3次元CADの技術講習会を実施。

#### ホームページ・カタログ作成支援

中小企業が自ら自社、製品、技術をPRするホームページやカタログを作成できるサービスとして、インストラクターによるデザインの相談やパソコンの操作指導を実施。

#### 【創業者・後継者育成支援】

おおたアントレプレナーズスクール(起業家育成道場)として創業意欲や後継者意識の高揚を図り、ビジネスプラン作成や経営の見直しを目的としたセミナーを実施。

#### 【情報コーナーの運営】

情報発信基地として、産業人や区民に対して最新情報にふれられる機会をもたらすとともに、中小企業が自社や製品を紹介する場として、情報加工・発信システムを構築し情報の提供を行う。

#### 産業情報の提供

インターネットや各種メディアを活用し、産業の最新情報及び勤労者福祉に関する情報を提供する。

#### 企業の経営に関する情報提供

中小企業の経営や社員教育等に必要な情報を各種メディアを活用し提供する。

#### タイムシェアリングオフィスの提供

インターネットやOAソフト等を完備したパソコン環境を中小企業等の方が時間単位で利用できるオフィスとして提供する。

#### 取引促進情報発信ステーション

大田区中小企業の優れた加工技術等を動画によりインターネットに配信し、取引拡大を図る。

#### 協会ホームページによる情報発信

協会ホームページにより最新の産業情報を発信する。

## 別紙 1

### 1 特定事業の名称

1131(1143、1145)

修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

講座を共同で開設する者として

#### (1) 修了認定に係る試験の提供者

日本CIW普及育成協議会(JACC)

所在地： 東京都千代田区鍛冶町一丁目5番7号

財団法人 専修学校教育振興会

所在地： 東京都千代田区九段北四丁目2番9号

#### (2) 講座の運営者

ア 学校法人片柳学園 日本工学院専門学校

所在地： 大田区西蒲田五丁目23番22号

イ 明石 一章(ハロー!パソコン教室 鶺鴒の木駅前校)

所在地： 大田区鶺鴒の木二丁目15番5号 鶺鴒の木ガーデン21 3F

ウ 有限会社ゲイトマウス(ハロー!パソコン教室 梅屋敷校)

所在地： 大田区蒲田二丁目4番2号 おうみやビル2F

エ 株式会社イー・トラックス(ハロー!パソコン教室 イトーヨーカドー大森校)

所在地： 大田区大森北二丁目13番1号 イトーヨーカドー大森店3階

オ 株式会社日立システムアンドサービス

所在地： 大田区大森北四丁目11番4号 K2 ビジネスセンタ

カ 学校法人大森学園 大森学園高等学校

所在地： 大田区大森西三丁目2番12号

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

計画認定の日

### 4 特定事業の内容

#### (1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

ア 初級システムアドミニストレータ講座Eコース(CIW併用コース) 別添資料1

日本工学院専門学校

イ 初級システムアドミニストレータ講座Fコース(CIW併用コース) 別添資料2

明石一章(ハロー!パソコン教室 鶺鴒の木駅前校)

ウ 初級システムアドミニストレータ講座Gコース(CIW併用コース) 別添資料3

有限会社ゲイトマウス(ハロー!パソコン教室 梅屋敷校)

エ 初級システムアドミニストレータ講座Hコース(CIW併用コース) 別添資料4

株式会社イー・トラックス (ハロー!パソコン教室 イトーヨーカドー大森校)

オ 初級システムアドミニストレータ講座Iコース(CIW併用コース) 別添資料5

株式会社日立システムアンドサービス

カ 初級システムアドミニストレータ講座 J コース ( J 検併用コース) 別添資料 6  
大森学園高等学校

キ 初級システムアドミニストレータ講座 K コース ( J 検併用コース) 別添資料 7  
日本工学院専門学校

当該講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構 ( I P A ) に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

## ( 2 ) 修了認定の基準

次の各号に掲げるものをすべて満たすものであること。

ア CIW 併用コースにおいては、民間資格を取得するための試験「CIWファンデーション」試験を受験し、これに合格することによって認定される「CIWアソシエイト」資格を取得すること。J 検併用コースにおいては、民間資格を取得するための試験「文部科学省後援情報検定 ( J 検 ) 情報活用試験 1 級」を受験し、これに合格することによって認定される「情報活用試験 1 級」資格を取得すること。

イ 当該講座の 7 割以上の出席率を満たした受講生について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者とする。有資格者に対して修了認定に係る試験をし、合格すること。なお、当該試験における合格基準点は、CIW 併用コースにおいては J A C C が定め、J 検併用コースにおいては ( 財 ) 専修学校教育振興会が定める。

また、J A C C が作成した試験問題が適性と認められなかった場合の合格基準は次のとおり。

ア CIW 併用コースにおいては、民間資格を取得するための試験「CIWファンデーション」試験を受験し、これに合格することによって認定される「CIWアソシエイト」資格を取得すること。J 検併用コースにおいては、民間資格を取得するための試験「文部科学省後援情報検定 ( J 検 ) 情報活用試験 1 級」を受験し、これに合格することによって認定される「情報活用試験 1 級」資格を取得すること。

イ 当該講座の 7 割以上の出席率を満たした受講生について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者とする。有資格者に対して I P A より提供を受けた修了認定に係る試験をし、合格すること。なお、当該試験における合格基準点は、I P A が定める。

## ( 3 ) 修了認定に係る試験の実施方法

- ・ 修了認定に係る試験は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が指定する。
- ・ 修了認定に係る試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が特別区域内の指定した施設とする。
- ・ 修了認定に係る試験問題は、CIW 併用コースにおいては J A C C が、J 検併用コースにおいては ( 財 ) 専修学校教育振興会が作成したもののうち、I P A の審査を受け、適切であると認められたものに限り、これを使用する。ただし、当該審査によって適切であると認められなかった場合は、I P A が提供する問題を使用する。
- ・ 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が行うものとする。
- ・ 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者は、当該の試験結果に基づいて講座修了

を認められた者の氏名及び生年月日に関する情報と当該民間資格の取得を証する写しをあわせ、経済産業大臣（IPAが試験事務を行う場合にあってはIPA）に通知するものとする。

（４） 修了認定の基準に経済産業大臣が告示で定める民間資格の取得を含む場合における当該民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称： CIWアソシエイト

試験科目： CIWファンデーション

当該民間資格を取得するための試験の試験項目： 表に示すとおり

出題分野	出題項目
(A) インターネットの概論	1 インターネット・コンセプト
	2 インターネット・インフラ
(B) インターネットの利用	1 Web コンセプト
	2 Web サービスの利用
	3 データ・リサーチ
(C) インターネットのメディア	1 オブジェクト・データ
(D) セキュリティの技術	1 セキュリティ・リテラシー
	2 セキュリティ・マネジメント
	3 セキュリティ・テクノロジー
	4 ファイアウォール
(E) e ビジネスの設計	1 e コマース
	2 マネジメント・ナレッジ
(F) ネットワークの基礎	1 ネットワーク・コンセプト
	2 ネットワーク・アーキテクチャ
(G) ネットワークの設計	1 ネットワーク・コンポーネント
	2 ネットワーク・テクノロジー
(H) インターネットワーキング	1 インターネット・アーキテクチャ
	2 ネットワーク・デザイン
	3 ネットワーク・マネジメント
(I) インターネットサービスの構成	1 サービス・コンポーネント
	1 サービス・コンポーネント
	1 サービス・コンポーネント
(J) システムの開発	1 サーバサイド・スクリプト
	2 データベース
(K) サイト開発の基礎	1 サイトデザイン・コンセプト
	2 HTML
(L) サイト開発の実践	1 HTMLコーティング
	2 HTMLコーティング
	3 HTMLコーティング

	4 HTMLコーディング
(M) サイト開発の応用	1 ツールの使用
	2 拡張言語テクノロジー
	3 拡張言語テクノロジー

当該民間資格を取得するための試験に使用する言語 日本語

当該試験事業が開始された日 平成 13 年 6 月

資格名称： 情報活用試験

試験科目： 1 級

当該民間資格を取得するための試験の試験項目： 表に示すとおり

	出題分野	出題項目
1	情報と情報の利用	(1) データと情報
		(2) 情報の表現方法
		(3) 情報の活用、情報処理の手順
		(4) 情報の収集と発信
		(5) 情報の管理
2	パソコンを利用したシステム	(1) パソコンシステムとその環境
		(2) オペレーティングシステム
		(3) ファイルシステム
		(4) パソコン関連機器とインターフェース
3	ネットワークの利用	(1) 情報通信ネットワークの概要
		(2) インターネットを利用するために必要な機器とソフトウェア
		(3) モバイルコンピューティング
		(4) ネットワーク上のパソコンの管理
4	情報ネットワーク社会への対応	(1) 情報ネットワーク社会に関する用語・知識
		(2) 社会におけるコンピュータの利用
		(3) 知的財産権
5	情報セキュリティ	(1) ネットワークセキュリティ
		(2) コンピューターセキュリティ

## 5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、認定に係る講座の修了を認められた者が、当該講座の修了を認められた日から 1 年以内に初級アドミニストレータ試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験科目のうち第 1 号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第 2 号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知识を免除するものである。



## 別紙 2

### 1 特定事業の名称

1132(1144、1146)

修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

講座を共同で開設する者として

#### (1) 修了認定に係る試験の提供者

日本CIW普及育成協議会(JACC)

所在地：東京都千代田区鍛冶町一丁目5番7号

財団法人 専修学校教育振興会

所在地：東京都千代田区九段北四丁目2番9号

#### (2) 講座の運営者

ア 学校法人片柳学園 日本工学院専門学校

所在地：大田区西蒲田五丁目23番22号

イ 明石 一章(ハロー！パソコン教室 鶺鴒の木駅前校)

所在地：大田区鶺鴒の木二丁目15番5号 鶺鴒の木ガーデン21 3F

ウ 有限会社ゲイトマウス(ハロー！パソコン教室 梅屋敷校)

所在地：大田区蒲田二丁目4番2号 おうみやビル2F

エ 株式会社イー・トラックス(ハロー！パソコン教室 イトーヨーカドー大森校)

所在地：大田区大森北二丁目13番1号 イトーヨーカドー大森店3階

オ 株式会社日立システムアンドサービス

所在地：東京都大田区大森北四丁目11番4番 K2ビジネスセンタ

カ 学校法人大森学園高等学校

所在地：大田区大森西三丁目2番12号

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

計画認定の日

### 4 特定事業の内容

#### (1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

ア 基本情報技術者講座Dコース(CIW併用コース)

別添資料8

日本工学院専門学校

イ 基本情報技術者講座Eコース(CIW併用コース)

別添資料9

明石一章(ハロー！パソコン教室 鶺鴒の木駅前校)

ウ 基本情報技術者講座Fコース(CIW併用コース)

別添資料10

有限会社ゲイトマウス(ハロー！パソコン教室 梅屋敷校)

エ 基本情報技術者講座Gコース(CIW併用コース)

別添資料11

株式会社イー・トラックス(ハロー！パソコン教室 イトーヨーカドー大森校)

- |   |  |          |
|---|--|----------|
| オ | 基本情報技術者講座 H コース ( C I W 併用コース )<br>株式会社日立システムアンドサービス | 別添資料 1 2 |
| カ | 基本情報技術者講座 I コース ( J 検併用コース )<br>大森学園高等学校             | 別添資料 1 3 |
| キ | 基本情報技術者講座 J コース ( J 検併用コース )<br>日本工学院専門学校            | 別添資料 1 4 |

当該講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構 ( I P A ) に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

## ( 2 ) 修了認定の基準

次の各号に掲げるものをすべて満たすものであること。

ア CIW 併用コースにおいては、民間資格を取得するための試験「 C I W ファンデーション」試験を受験し、これに合格することによって認定される「 C I W アソシエイト」資格を取得すること。 J 検併用コースにおいては、民間資格を取得するための試験「文部科学省後援情報検定 ( J 検 ) 情報システム試験 基本スキル」を受験し、これに合格することによって認定される「情報システム試験 基本スキル」資格を取得すること。

イ 当該講座の 7 割以上の出席率を満たした受講生について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者とする。有資格者に対して修了認定に係る試験をし、合格すること。なお、当該試験における合格基準点は、CIW 併用コースにおいては J A C C が定め、 J 検併用コースにおいては ( 財 ) 専修学校教育振興会が定める。

また、 J A C C または ( 財 ) 専修学校教育振興会が作成した試験問題が適性と認められなかった場合の合格基準は次のとおり。

ア CIW 併用コースにおいては、民間資格を取得するための試験「 C I W ファンデーション」試験を受験し、これに合格することによって認定される「 C I W アソシエイト」資格を取得すること。 J 検併用コースにおいては、民間資格を取得するための試験「文部科学省後援情報検定 ( J 検 ) 情報システム試験 基本スキル」を受験し、これに合格することによって認定される「情報システム試験 基本スキル」資格を取得すること。

イ 当該講座の 7 割以上の出席率を満たした受講生について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者とする。有資格者に対して I P A より提供を受けた修了認定に係る試験をし、合格すること。なお、当該試験における合格基準点は、 I P A が定める。

## ( 3 ) 修了認定に係る試験の実施方法

- ・ 修了認定に係る試験は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が指定する。
- ・ 修了認定に係る試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が特別区域内の指定した施設とする。
- ・ 修了認定に係る試験問題は、CIW 併用コースにおいては J A C C が、 J 検併用コースにおいては ( 財 ) 専修学校教育振興会が作成したもののうち、 I P A の審査を受け、適切であると認められたものに限り、これを使用する。ただし、当該審査によって適切であると認められなかった場合は、 I P A が提供する問題を使用する。
- ・ 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が行うものとする。

- ・ 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者は、当該の試験結果に基づいて講座修了を認められた者の氏名及び生年月日に関する情報と当該民間資格の取得を証する写しをあわせて、経済産業大臣（IPAが試験事務を行う場合にあってはIPA）に通知するものとする。

（４）修了認定の基準に経済産業大臣が告示で定める民間資格の取得を含む場合における当該民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称： CIWアソシエイト

試験科目： CIWファンデーション

当該民間資格を取得するための試験の試験項目： 表に示す通り

出題分野	出題項目
(A) インターネットの概論	1 インターネット・コンセプト
	2 インターネット・インフラ
(B) インターネットの利用	1 Web コンセプト
	2 Web サービスの利用
	3 データ・リサーチ
(C) インターネットのメディア	1 オブジェクト・データ
(D) セキュリティの技術	1 セキュリティ・リテラシー
	2 セキュリティ・マネジメント
	3 セキュリティ・テクノロジー
	4 ファイアウォール
(E) e ビジネスの設計	1 e コマース
	2 マネジメント・ナレッジ
(F) ネットワークの基礎	1 ネットワーク・コンセプト
	2 ネットワーク・アーキテクチャ
(G) ネットワークの設計	1 ネットワーク・コンポーネント
	2 ネットワーク・テクノロジー
(H) インターネットワーキング	1 インターネット・アーキテクチャ
	2 ネットワーク・デザイン
	3 ネットワーク・マネジメント
(I) インターネットサービスの構成	1 サービス・コンポーネント
	1 サービス・コンポーネント
	1 サービス・コンポーネント
(J) システムの開発	1 サーバサイド・スクリプト
	2 データベース
(K) サイト開発の基礎	1 サイトデザイン・コンセプト
	2 HTML
(L) サイト開発の実践	1 HTMLコーティング

	2 HTMLコーディング
	3 HTMLコーディング
	4 HTMLコーディング
(M) サイト開発の応用	1 ツールの使用
	2 拡張言語テクノロジー
	3 拡張言語テクノロジー

当該民間資格を取得するための試験に使用する言語 日本語

当該試験事業が開始された日 平成13年6月

資格名称： 情報システム試験

試験科目： 基本スキル

当該民間資格を取得するための試験の試験項目： 表に示す通り

	出題分野	出題項目
1	コンピュータ科学基礎	(1) 数値表現とデータ表現の種類
		(2) 数値とデータの表現方法
		(3) 演算と精度
		(4) 文字の表現
		(5) その他のデータ表現
		(6) 情報と論理
		(7) 基本データ構造
2	コンピュータシステム	(1) プロセッサアーキテクチャ
		(2) メモリアーキテクチャ
		(3) バスアーキテクチャ
		(4) 補助記憶
		(5) 入出力アーキテクチャ
		(6) オペレーティングシステム
		(7) ファイル管理

## 5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、認定に係る講座の修了を認められた者が、当該講座の修了を認められた日から1年以内に、基本情報技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的基础知識を免除するものである。